

# 文献調査委員会規定

平成 元年 9 月 8 日 制定

平成 26 年 2 月 28 日 改正

## (目 的)

第 1 条 この規定は、文献調査委員会（以下、委員会という）の組織、業務および運営について必要な事項を定める。

## (業 務)

第 2 条 委員会は、コンクリート工学に関する外国文献の調査を行い、会誌「コンクリート工学」を通じ、その研究・技術の動向を報告することに関し必要な事項を処理する。

## (構 成)

第 3 条 委員会は、原則として 20 名以内の委員をもって構成する。

## (委員の選任)

第 4 条 委員は、日本コンクリート工学会会長が理事会に諮って選任し委嘱する。

## (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。

## (委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。  
2. 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。  
3. 委員長の任期は 1 年とする。ただし、重任を妨げない。

## (副委員長)

第 7 条 委員会に副委員長を置く。  
2. 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。  
3. 副委員長は、委員長に事故がある時に、委員長の代行を務める。  
4. 副委員長の任期は 1 年とする。ただし、重任を妨げない。

## (主 査)

第 8 条 委員会に原則として 2 名の主査を置く。  
2. 主査は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

## (委員会の審議事項)

第 9 条 委員会は、外国文献の調査に関する次の事項を審議し決定する。  
(1) 外国文献の調査方針  
(2) 外国文献の調査報告の作成  
(3) 外国文献の調査報告の査読依頼  
(4) その他委員会の業務遂行に必要な事項

(委員会の運営)

第10条 委員会は委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。

(改 廃)

第11条 この規定の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会の議を経て、理事会が決定する。

#### 付 則

1. この規定は、平成元年9月8日より施行する。
2. 平成26年2月28日に規定を改正し、規定と申し合わせに分割する。
3. 改正した規定は、平成26年4月1日より施行する。